

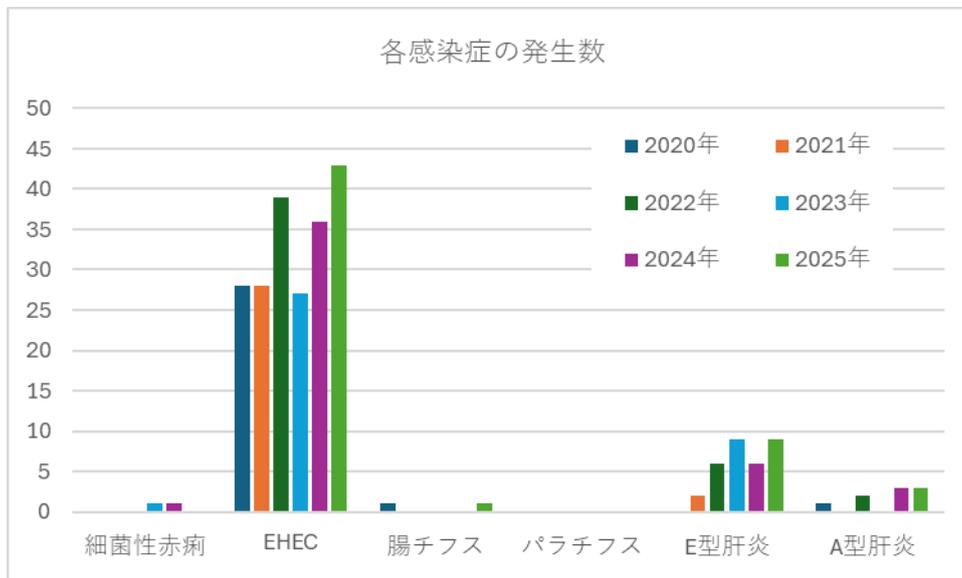
腸管出血性大腸菌感染症等の感染症法に基づく届出の状況（2020-2025）

腸管出血性大腸菌等の感染症は、感染症法に基づき、診断した医師から保健所（感染症担当部署）に発生届が提出されます。

届出対象の感染症のうち腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、E型肝炎、A型肝炎等については、患者の聞き取り調査から感染源として疑われる食品の摂食がある場合には、食品衛生担当部署に情報が共有され、食中毒の可能性も踏まえた調査が行われます。

なお、仙台市内で2020年～2025年の間、上記の病原細菌・ウイルスを原因とした食中毒は発生しておりません。

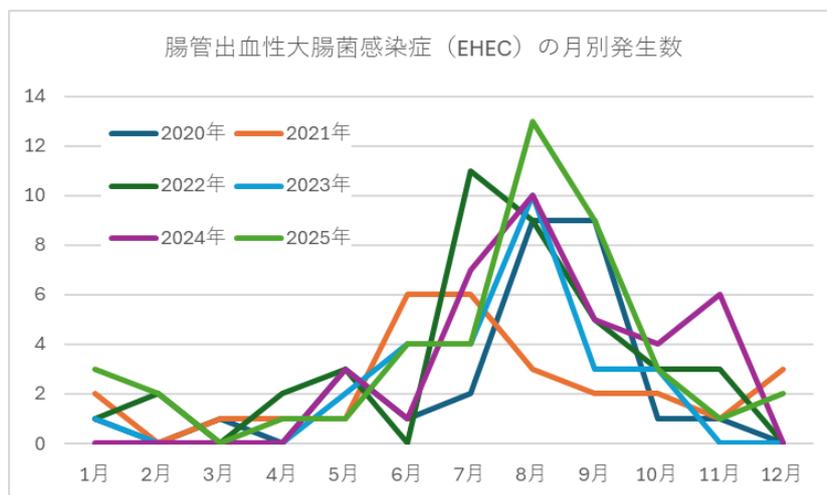
本市における上記病原細菌・ウイルスによる感染症の発生状況（2020年～2025年）



※各年の1月1日から12月31日までの期間において、診断日を基に集計。

※2025年については速報値。

（参考：腸管出血性大腸菌感染症の月別発生状況）



※2025年については速報値。